

府中市ブロック塀等の安全確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生の際のブロック塀等の倒壊による被害の防止や避難のための経路を確保するため、道路に面する倒壊の危険性を有するブロック塀等の除却工事及び建替工事を取り組む者に対し、府中市ブロック塀等の安全確保事業補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付することについて、府中市補助金交付規則(昭和57年府中市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造及び組積造(れんが、石等)の塀をいう。
- (2) 軽量フェンス等 ネットフェンス、アルミフェンスその他のフェンスをいう。
- (3) 避難路等 府中市耐震改修促進計画に位置付けた避難路等をいう。
- (4) 耐震診断等 安全性に係るチェックリスト(別記様式第1号)による点検を含む耐震診断をいう。
- (5) 除却工事 敷地内における避難路等に面する安全性が確認できないブロック塀等の全てを除却する工事をいう。
- (6) 建替工事 除却工事及びその除却工事で除却するブロック塀等に対応するものと認められる位置等に設ける安全上支障のないブロック塀等又は軽量フェンス等の新設工事をいう。

(補助対象事業)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、除却工事及び建替工事とする。

2 補助対象事業の対象となるブロック塀等(以下「補助対象ブロック塀等」という。)は次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 避難路等に面するもの
 - (2) 耐震診断等で安全性の確認ができないもの
 - (3) 避難路等の路面からの高さが0.8m以上のもの(擁壁の上に設置されている場合はブロック塀等の部分の高さが0.8m以上のものに限る。)
 - (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に違反していないもの
- 3 建替工事により新設されるブロック塀等又は軽量フェンス等は建築基準法その他法令の規定に違反しないものでなければならない。

4 補助金の交付を受けることができるのは、同一の補助対象ブロック塀等について1回限りとする。

(補助金の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に定める者とする。

(1) 補助対象ブロック塀等が設置されているブロック塀の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）

(2) 本市の市税等（延滞金を含む。以下同じ。）を滞納していない者

2 補助対象者は、所有者等の代表として、補助対象事業その他この要綱に定める手続を行う場合は、他の所有者等の同意を得て当該手続を行い、他の所有者等からの疑義が生じたときは、補助対象者自らがその疑義を解決することを市長に確約するものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する費用（補助対象ブロック塀等の延長1メートルにつき8万円を乗じて得た額を上限とする。）の3分の2の額とし、その上限を除却工事については15万円、建替工事については30万円とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 「住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について」（平成17年9月1日付け国住総発第37号住宅局長通知）に基づき、補助金の額に、課税仕入れに係る消費税額（地方消費税額を含む。）として控除できる部分の金額が含まれる場合は、補助金の額から当該控除額を除くものとする。

(補助申請前の協議)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者は、事前に市長と協議を行うこととする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第2号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出し交付決定を受けなければならない。

(1) 補助対象ブロック塀等の所有者等がわかるもの（補助対象ブロック塀等が設置されている土地の公図の写し及びその土地又はその土地の建築物の登記事項証明書等）

(2) 市税完納証明書又は市税納付状況照会承諾書（別記様式第3号）

(3) 所有者等疑義解決確約書（別記様式第4号。第4条第2項の規定による場合）

(4) 法人登記に係る全部事項証明書（法人の場合）

- (5) 委任状（手続を第三者に委任する場合）
- (6) 付近見取図（方位、避難路等及び目標となる地物が明示されたもの）及び配置図（縮尺、方位、補助対象ブロック塀等の位置、避難路等の位置及び幅員）
- (7) 立面図、縦断面図、横断面図（補助対象ブロック塀等の形状（高さ、厚さ、長さ及び控え壁の位置等が明示されたもの）及び状況（ひび割れ、傾き、基礎及び鉄筋の有無等）が明示されたもの）
- (8) 安全性に係るチェックリスト（別記様式第1号）
- (9) 補助対象事業に要する費用の見積書又は写し
- (10) 工程表
- (11) 現況写真
- (12) ブロック塀等及び軽量フェンス等の配置図、立面図、縦断面図、横断面図、基礎伏図その他形状を示すのに必要な図書（建替工事の場合）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付等の決定及び通知）

第8条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により、補助金の不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書（別記様式第6号）により、交付申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定の日以後に補助対象事業を着手するものとする。

（変更等の申請）

第9条 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに補助金交付変更申請書（別記様式第7号）に、当該変更の内容が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業を廃止する場合は、速やかに補助金廃止承認申請書（別記様式第8号）に補助金交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（変更等の通知）

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の変更を決定したときは、補助金交付変更決定通知書（別記様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該廃止がやむを得ないものと認めたときは、補助金廃止承認通知書（別記様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知があったときは、当該補助金の交付の決定は、その効力を失う。

(実績報告)

第11条 補助事業者は補助対象事業が完了したときは速やかに補助対象事業完了実績報告書（別記様式第11号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 補助対象事業に要した代金の支払等を証する書類（領収書の写し）
- (3) 工事完成写真
- (4) 工程写真（工事施工前、施工中及び施工後を取りまとめたもの）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による補助対象事業完了実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条第1項の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定したときは、補助金額確定通知書（別記様式第12号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、補助金交付請求書（別記様式第13号）により、市長に補助金の交付の請求をするものとする。

(交付の決定の取消し及び通知)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) この要綱、規則及び補助金交付決定通知に付した条件に違反したとき。
- (2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適當であると認めるとき。

2 前項の規定は、第12条の規定による補助金の額の確定後においても適用する。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（別記様式第14号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合であつて、既に補助金の交付がされているときは、補助金返還命令書（別記様式第15号）により、補助事業者に補助金の返還を命ずるものとする。

（帳簿等の整理）

第16条 補助事業者は、補助対象事業に係る証ひょう類の整理及び経理を明らかにする帳簿の作成を行い、当該補助対象事業の完了の翌日から起算して5年を経過した日の属する本市の会計年度の末日まで保存しなければならない。

（暴力団の排除）

第17条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- (3) 暴力団又は暴力団員との密接な関係を有する者

2 市長は、補助金の交付の決定後に、補助事業者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（指導及び助言）

第18条 市長は、補助対象者に対して、補助対象ブロック塀等の安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（その他）

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。